

越谷ジュニアユースオーケストラ設立準備委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、越谷ジュニアユースオーケストラ設立準備委員会（以下「設立準備委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 設立準備委員会は事務所を、越谷市花田 2-13-1 におく。

(目的)

第3条 設立準備委員会は、未来を担う子ども達のために次を目的とし活動する。

- (1) 自らが『体験』し『参加』することで、音楽や芸術をより身近に感じることができ
るオーケストラ（以下「団」という。）の場を作ること。
- (2) 団という社会の中で、仲間と共に豊かな心を育み、協力できる体制を整えること。
- (3) どの子どもたちにも平等に『文化』と『教育』の機会を与え、音を共に奏でることの
素晴らしさを伝えることのできる団を設立すること。
- (4) 舞台体験を積むことにより、参加する子ども達が成長できる団を設立すること。
- (5) 以上のような経験を通して、将来 地域社会に貢献できる人材を育むこと。

(事業)

第4条 設立準備委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 講習会やワークショップ等の企画、実施及び広報活動
- (3) 関係団体との連携
- (4) その他設立準備委員会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第5条 設立準備委員会の会員は、第3条の目的に賛同して入会した個人および団体とする。

(役員)

第6条 設立準備委員会に、代表1名、副代表2名、相談役1名の役員を置く。

(任期)

第7条 役員の任期は委嘱の日から第13条の規定に基づき設立準備委員会が解散するまでとする。

第3章 事務局

(事務局)

第8条 設立準備委員会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局は PORTA della MUSICA が行う。

第4章 会計

(会計)

第9条 設立準備委員会の経費は、PORTA della MUSICA 負担金と、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 設立準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 会議

(会議)

第11条 設立準備委員会に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 定例会

(総会付議事項)

第12条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 活動計画および予算決定に関する事項
- (2) 活動報告および決算報告に関する事項
- (3) その他運営に関する重要な事項

第6章 解散

(解散)

第13条 設立準備委員会は、事業が完了しその目的が達成された際には、団を運営する組織を設立し、会員の決議により解散するものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、設立準備委員会設立日である 令和3年4月19日から施行する。